

正 誤

令和五年七月二十八日（号外第五百十九号）公布総務省令第六十一号（普通交付税に関する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四八五ページ改正後欄中終りから一一行目から六行目は次のとおり誤り。

（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例）

第六条の二 令和五年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる昼間流出人口比率に係る点数は、第十一条第一号(二)の規定にかかわらず、次の算式によって算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B-A) \times 1}{5}$$

算式の符号

A 普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和五年総務省令第61号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下この条において「令和五年改正前の省令」という。）第11条第1項第1号(二)の規定により算定した令和4年度分の数と同一の数（ただし、令和4年4月2日以後に行われた合併に係る新市町村にあつては、当該市町村が令和4年4月1日以前に存在したものと仮定して令和5年改正前の省令第11条第1項第1号(二)の規定の例により算定した令和4年度分の数に相当するものとして総務大臣が通知した数とする。）

B 第11条第1項第1号(二)の規定により算定した数

同ページ改正前欄中終りから一一行目から六行目は次のとおり誤り。

【新設】

ページ	段	行	誤	正
五〇三		改正後欄 四～五	及び令和元年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された令和2年	及び令和元年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された令和2年
〃		改正前欄 〃	から令和元年まで	から令和元年まで
五〇四		改正後欄 一六～一五	及び令和元年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された令和2年	及び令和元年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された令和2年
〃		改正前欄 〃	から令和元年まで	から令和元年まで
五三二		改正後欄 二	令和三年改正前の省令	令和三年改正前の省令
〃		改正前欄 〃	令和四年改正前の省令	令和四年改正前の省令
〃		改正後欄 五	〇・九	〇・七
五三二		改正後欄 一	令和五年改正前の省令	令和五年改正前の省令
〃		改正前欄 〃	令和四年改正前の省令	令和四年改正前の省令
〃		改正後欄 二	表中七	表中七
〃		改正前欄 〃	表中八	表中八

〃 四〇・九

五三四 改正後欄
終りから
六 〇・八六七

五五五ページ改正後欄中六行目の次に次を加える。

イ 都道府県72.0%分

同ページ改正前欄中六行目の次に次を加える。

イ 都道府県72.0%分

五五五 〃 七・八

五五五ページ改正後欄中一二行目の次に次を加える。

イ 都道府県72.0%分

五五五 改正後欄
一三 〃 一四

五五五ページ改正後欄中終りから五行目の次に次を加える。

イ 令和2年度市町村72.0%分

ウ 令和2年度市場公募都市に係るもの

エ 令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

同ページ改正前欄中終りから五行目の次に次を加える。

イ 令和2年度市町村72.0%分

ウ 令和2年度市場公募都市に係るもの

エ 令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ 令和2年度市町村72.0%分

ウ 令和2年度市場公募都市に係るもの

エ 令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

五九六 改正後欄
終りから
四 〃 一

五九七ページ改正後欄中一四行目の次に次を加える。

イ 令和4年度市町村72.0%分

ウ 令和4年度市場公募都市に係るもの

エ 令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

五九七 改正後欄
一五 〃 一六

令和六年七月十一日（号外第百六十六号）掲載の宅地建物取引業保証協会并済業務保証金取りもどし公告中

イ 〃 一

ウ 〃 一

四三二 下 一三二ホームページ

（印刷誤り）

四三二 下 一三二ホームページ

〃 〃 〇・七

〃 〃 一・〇〇〇

〃 〃 〇・七

〃 〃 〇・七

〃 〃 〇・七

〃 〃 〇・七

正 誤

令和五年七月二十八日（号外第五百五十九号）公布総務省令第六十一号（普通交付税に関する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一六ページ改正後欄種別欄中終りから六行目から一七ページ改正後欄種別欄中三行目までは次のとおり誤り。

ア 公共事業等（被災市街地復興特別事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県七十二・〇％分」という。）

イ 学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県六十・〇％分」という。）

ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県五十・〇％分」という。）

二〇ページ改正後欄種別欄中一四行目から三二行目は次のとおり誤り。

ア 公共事業等（被災市街地復興特別事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度市町村七十二・〇％分」という。）

イ 令和四年度市場公募都市に係るもの

ロ 令和四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ 義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度市町村六十・〇％分」という。）

ロ 令和四年度市場公募都市に係るもの

ハ 令和四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度市町村五十・〇％分」という。）

ロ 令和四年度市場公募都市に係るもの

ハ 令和四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

ページ	行	誤	正
四八	六	改正後欄 総りかり 523,000円	1,523,000円
七〇	三	改正後欄 三〇四 留學生課高等教育修学支援室事務連絡	留學生課高等教育修学支援室事務連絡
七三	六	改正後欄 留學生課 令和4年度入学金減免額	令和4年度授業料減免額
”	”	改正後欄 留學生課 令和3年度入学金減免額	令和3年度授業料減免額
一七二	五	改正後欄 AW ₁	AW ₁ × $\frac{\gamma}{0.30}$

一八二ページ改正後欄算式及び算式の符号欄中一九行目の次に次を加える。

ア 当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）に-0.50を乗じて得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。

四一〇ページ改正後欄算式及び算式の符号欄中終りから八行目は次のとおり誤り。

$$BY_n + \sum_{n=4}^{n+4} (BW_n \times BX_n) + \sum_{n=4}^{n+4} (BY_n \times BZ_n) \times \frac{\gamma}{0.30}$$

四二二 改り並びに静岡県浜松市に対して総務大臣に

四二三 改り並びに静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち①に

カ 静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの
0.02505

四三九ページ改正後欄算式及び算式の符号欄中五行目の次に次を加える。

ア 当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）に-0.50を乗じて得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。

四四七ページ改正後欄中一四行目から二六行目は次のとおり誤り。

		【略】	
		【略】	
		【略】	
		【略】	
四五七	改正後欄 一七 留學生課	(D-E+F+G)	(D-E+F+G)
”	改正後欄 ” 留學生課	(D-E+F+G)	D-(E-F+G+H)
四六四	改正後欄 ” 留學生課	算定過程 一四～一五	算定の過程